

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄						
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】						
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨
九州アジア 観光アイラン ド総合特区	資格外活動許 可要件緩和	3131	<p>現行では、「1週について28時間以内(留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内)」という規制がある。特区ガイドは、3泊4日程度の九州周遊ガイドとしての活動を想定しているが、週28時間を超える可能性がある。</p> <p>また、クルーズ船観光客向けガイドとしての活動も想定しているが、クルーズ船の停泊時間は12時間であることから、1日8時間以内の規制により、クルーズ停泊時間の観光案内にも対応できない。</p> <p>よって、学業に支障のない範囲、労働基準法の労働時間の上限等を踏まえた協議の上で、新たな上限時間を設定したい。</p>	<p>九州では、クルーズ船の寄港回数の増加やLCCの新規就航等の活発な動きが今後も期待できることから、多くの特区ガイドを早急に育成しておく必要がある。</p> <p>よって、日本人のみならず語学に堪能な留学生も活用していきたい。</p> <p>留学生は学業が本分ではあるものの、一方で生活費等を稼ぐためにアルバイトをしているのも実情である。</p> <p>アルバイトの時間で特区ガイドをやってもらい、日本文化を学んでもらいたい。</p> <p>また、その結果、特区ガイドを経験した留学生が、将来のリーダーとして出身国に戻った際にも、日本の良き理解者として継続した協力関係を築いていくことも期待できる。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第19条第5項</p>	1回 目	法務省	<p>法務省入国管理局総務課企画室</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第19条第2項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項</p>	Z	—	—	<p>在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。</p>	<p>資格外活動の許可は、本来の活動を阻害しない範囲内で認めており、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合には、その活動内容を審査した上で問題がなければ、包括許可(週28時間(教育機関の長期休業期間にあつては、1日について8時間以内)の範囲を超えた場合であっても資格外活動を認める取扱いを行っているところ、以下について明らかにされたい。</p> <p>○3泊4日の間周遊ガイドとして活動することが、本来の在留活動を阻害しないと合理的かつ客観的な理由</p> <p>○実際にどの程度、特区ガイドとして活動する留学生がいるのか、また、実際にどの程度の留学生を特区ガイドとして養成するのか、その見込みの数字</p> <p>○資格外活動許可の「一括許可」</p> <p>○想定される勤務内容や賃金等の具体的な労働条件等</p>
						2回 目			D	—	—	<p>○ 留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内))の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われているところ、まずは現行制度の利用を検討されたい。</p> <p>○ なお、1回の手続きで、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことは可能である。</p>	
						1回 目	厚生労働省	<p>厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第19条第2項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項</p>	Z	—	—	<p>在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。</p>	<p>○ 資格外活動の許可は、本来の活動を阻害しない範囲内で認められており、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合には、その活動内容を審査した上で問題がなければ、包括許可(週28時間(教育機関の長期休業期間にあつては、1日について8時間以内)の範囲を超えた場合であっても資格外活動を認める取扱いが行われているところ、以下について明らかにされたい。</p> <p>・3泊4日の間周遊ガイドとして活動することが、本来の在留活動を阻害しないと合理的かつ客観的な理由</p> <p>・実際にどの程度、特区ガイドとして活動する留学生がいるのか、また、実際にどの程度の留学生を特区ガイドとして養成するのか、その見込みの数字</p> <p>・資格外活動許可の「一括許可」</p> <p>・想定される勤務内容や賃金等の具体的な労働条件等</p>
						2回 目			D	—	—	<p>○ 留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内))の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われていると承知しており、まずは現行制度の利用を検討されたい。</p> <p>○ また、1回の手続きで、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を受けることは可能であると承知している。</p>	

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答		理由等	内閣府整理	
			対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
九州アジア 観光アイラン ド総合特区	資格外活動許 可要件緩和	3131	b	<p>省庁見解に対し以下のとおり整理を行ったので、提案内容について再度の書面協議をお願いしたい。</p> <p>○3泊4日の間周遊ガイドとして活動することが、本来の在留活動を阻害しないとする合理的かつ客観的な理由</p> <p>●定量的なデータによる説明は困難であるが、留学生への聞き取りや留学生を受け入れている大学の留学生担当課へ確認を行ったところ、3泊4日34時間の就労については、長期休業期間中であれば在留資格本来の活動に支障をきたす恐れはないとの認識である。</p> <p>なお、留学生、大学担当者双方ともに、特区ガイドにより社会的経験を積むことは、留学の目的に沿うものとの考えであった。</p> <p>○実際にどの程度、特区ガイドとして活動する留学生がいるのか、また実際にどの程度の留学生を特区ガイドとして養成するのか、その見込みの数字</p> <p>●全国の外国人留学生数は13万8,075人である。(平成23年5月1日現在)</p> <p>うち、出身国別では中国87,533人、台湾4,571人、計92,104人(66.7%)、韓国17,640人(12.8%)</p> <p>九州の外国人留学生数は1万8,082人である。(平成23年5月1日現在)</p> <p>全国の比率を参考に、九州における中国・台湾出身者を12,060人、韓国出身者を2,314人と推計。</p> <p>うち、特区ガイドとして活動を希望する留学生を約3%と見込み、中国語361人、韓国語69人と試算した。</p> <p>また、実際にどの程度の留学生を特区ガイドとして養成するのか、その見込みの数字であるが、日本人も含めた数字では、中国語については年間80人(57年で計400人)、韓国語については年間40人(57年で計200人)程度の養成を目指すこととしたい。</p> <p>(参考:九州における平成24年4月1日現在の登録済みの通訳案内士は中国語が102名、韓国語が73名である。)</p> <p>○資格外活動許可の「一括許可」</p> <p>●雇用契約単位で許可申請を行う手続きを、一定の期間において、一括した申請を行い許可をいただくこと。</p> <p>○想定される勤務内容や資金等の具体的な労働条件等</p> <p>●勤務内容については、現在、国家資格である通訳案内士に準じたものを想定している。一般的には、旅行会社と通訳案内士個人との契約により、労働条件、勤務内容等が決められているとのことである。また、資金については、需給バランスにより決定されるものとするが、エージェン等からの聞き取りにより、月額8,000円～10,000円程度を想定している。</p>		<p>【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】</p>	
			b	<p>省庁見解に対し自治体側で引き続き検討を行うため、提案内容について、次回(平成25年秋)以降に再度協議をお願いしたい。</p> <p>○「資格外活動の許可は、本来の活動を阻害しない範囲内で認めて」おり、「留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内))の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われている」ため、「現行制度の利用を検討されたい。」との見解を受けた。</p> <p>現行制度では、申請人本人(留学生)もしくは申請人から依頼を受けたもの等が、居住地を管轄する地方入国管理官署に申請を行うこととされている。</p> <p>また、審査基準として「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認めるとき」とされている。</p> <p>現行制度を活用した場合、以下の3点において、個別申請による対応が可能か疑義がある。</p> <p>①現行制度では、申請人本人である留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにしたうえで、本来の在留活動を阻害しないことを証する必要があるため、負担が大きいこと</p> <p>②地方入国管理官署での審査基準である「活動の遂行を阻害しない範囲」が明確でないため、申請の際必要とされる「当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類」について、どのような内容であれば、「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない」とみなされるのか不明であること</p> <p>③個別許可を受けている事例が、研究補助等の一部例外を除き、ほとんどないとのこと</p> <p>従って、留学生(申請者)と地方入国管理官署との間で何度も審査が行われる可能性があるため、留学生の負担が大きくなり、現行制度での対応には疑義が残る。</p> <p>平成25年秋以降の再協議の際、当該特区申請者が提出する書類等により、九州アジア観光アイランド総合特区における特区ガイドの活動が、包括許可の範囲を超える就労時間であっても、「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認める」もののみとし、従事しようとする活動の内容欄を「特区ガイド」とすることをもって、許可の対象とする旨の協議を引き続きお願いしたい。</p>		<p>法務省は、資格外活動許可要件の緩和を検討するにあたり、明らかにすべき事項を示しているが、自治体は当該事項について回答を示し、実現可能と判断しているため、法務省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。</p>	
			b	<p>省庁見解に対し以下のとおり整理を行ったので、提案内容について再度の書面協議をお願いしたい。</p> <p>○3泊4日の間周遊ガイドとして活動することが、本来の在留活動を阻害しないとする合理的かつ客観的な理由</p> <p>●定量的なデータによる説明は困難であるが、留学生への聞き取りや留学生を受け入れている大学の留学生担当課へ確認を行ったところ、3泊4日34時間の就労については、長期休業期間中であれば在留資格本来の活動に支障をきたす恐れはないとの認識である。</p> <p>なお、留学生、大学担当者双方ともに、特区ガイドにより社会的経験を積むことは、留学の目的に沿うものとの考えであった。</p> <p>○実際にどの程度、特区ガイドとして活動する留学生がいるのか、また実際にどの程度の留学生を特区ガイドとして養成するのか、その見込みの数字</p> <p>●全国の外国人留学生数は13万8,075人である。(平成23年5月1日現在)</p> <p>うち、出身国別では中国87,533人、台湾4,571人、計92,104人(66.7%)、韓国17,640人(12.8%)</p> <p>九州の外国人留学生数は1万8,082人である。(平成23年5月1日現在)</p> <p>全国の比率を参考に、九州における中国・台湾出身者を12,060人、韓国出身者を2,314人と推計。</p> <p>うち、特区ガイドとして活動を希望する留学生を約3%と見込み、中国語361人、韓国語69人と試算した。</p> <p>また、実際にどの程度の留学生を特区ガイドとして養成するのか、その見込みの数字であるが、日本人も含めた数字では、中国語については年間80人(57年で計400人)、韓国語については年間40人(57年で計200人)程度の養成を目指すこととしたい。</p> <p>(参考:九州における平成24年4月1日現在の登録済みの通訳案内士は中国語が102名、韓国語が73名である。)</p> <p>○資格外活動許可の「一括許可」</p> <p>●雇用契約単位で許可申請を行う手続きを、一定の期間において、一括した申請を行い許可をいただくこと。</p> <p>○想定される勤務内容や資金等の具体的な労働条件等</p> <p>●勤務内容については、現在、国家資格である通訳案内士に準じたものを想定している。一般的には、旅行会社と通訳案内士個人との契約により、労働条件、勤務内容等が決められているとのことである。また、資金については、需給バランスにより決定されるものとするが、エージェン等からの聞き取りにより、月額8,000円～10,000円程度を想定している。</p>		<p>法務省は、現行制度においても、活動内容等を審査した上で、個別に許可する取扱いがされているので、現行制度において対応可能との見解が示されているが、自治体は、在留活動を阻害しないことを証する負担が大きいこと、「活動の遂行を阻害しない範囲」が明確でないこと、及び個別許可を受けている事例が極めて少ないことから、現行制度では実現が困難であると考えている。</p> <p>自治体は、次回以降に再協議を希望していることから、一旦協議を終了するが、法務省は、自治体の見解を踏まえて検討することとし、次回以降再度協議を行うこととする。</p>	vi